

別表 - 書類及び関係書類一覧表

様式	要領	事項	根拠法令等	添付書類	提出期限	あて先	提出先	提出部数
第1号 様式	第2	特定建築物使用届出書	法第5条第1項 第2項	1. 建築物環境衛生管理技術者免状の写し 2. 建築物配置図 3. 建築物平面図（各階） 4. 建築物断面図（正面・側面） 5. 空調設備の断面系統図 6. 空調設備の平面系統図 7. 給排水設備の断面系統図 8. 給排水設備の平面系統図 9. 特定建築物の所有者以外に特定建築物維持管理権原がある場合（10に掲げる場合を除く。）にあっては、当該特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類 10. 特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合にあっては、当該者が当該特定建築物について当該権原を有することを証する書類	当該特定建築物を使用した日、又は建築物が特定建築物となった日から1カ月以内	知事	地域防災総合事務所 又は地域活性化局	1部
3	3	特定建築物変更届出書	法第5条第3項	1. 変更を証する書類	変更を生じた日から1カ月以内			
4	3	特定建築物廃止届出書	法第5条第3項		廃止した日から1カ月以内			
5	5	登録申請書	法第12条の2第1項	1. 規則第31条第2項から第9項に規定する書類	再登録の場合有効期間満了日の1カ月前より			
6	6	変更届出書	規則第33条	1. 規則第25条から第30条に規定する基準に適合することを証する書類	変更を生じた日から30日以内			
7	6	事業廃止届出書	規則第33条	1. 登録証明書	廃止した日から30日以内			
8	7	通知書						
9	8	返納届出書		1. 登録証明書	事実が生じた日から速やかに	知事	地域防災総合事務所 又は地域活性化局	1部
10	9-1	特定建築物立入検査表	法第11条第1項					
11	9-2	登録営業所立入検査表	法第12条の5第1項					
12	10	指導票						
14	附則	省令改正に伴う特定建築物使用届出書の追加事項届出書	施行規則の一部を改正する省令（平成22年4月22日厚生労働省令第66号） 附則第2条	1. 特定建築物の所有者以外に特定建築物維持管理権原がある場合（2に掲げる場合を除く。）にあっては、当該特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類 2. 特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合にあっては、当該者が当該特定建築物について当該権原を有することを証する書類	平成22年10月1日から1年以内	知事	地域防災総合事務所 又は地域活性化局	1部

様式中、第2号様式(平成25年7月19日付け改正により削除)、第13号様式(令和3年2月1日付け改正により削除)されたため、欠番となっています。